

1

生活困窮者自立支援制度の概要

① 生活困窮者自立支援制度の概要

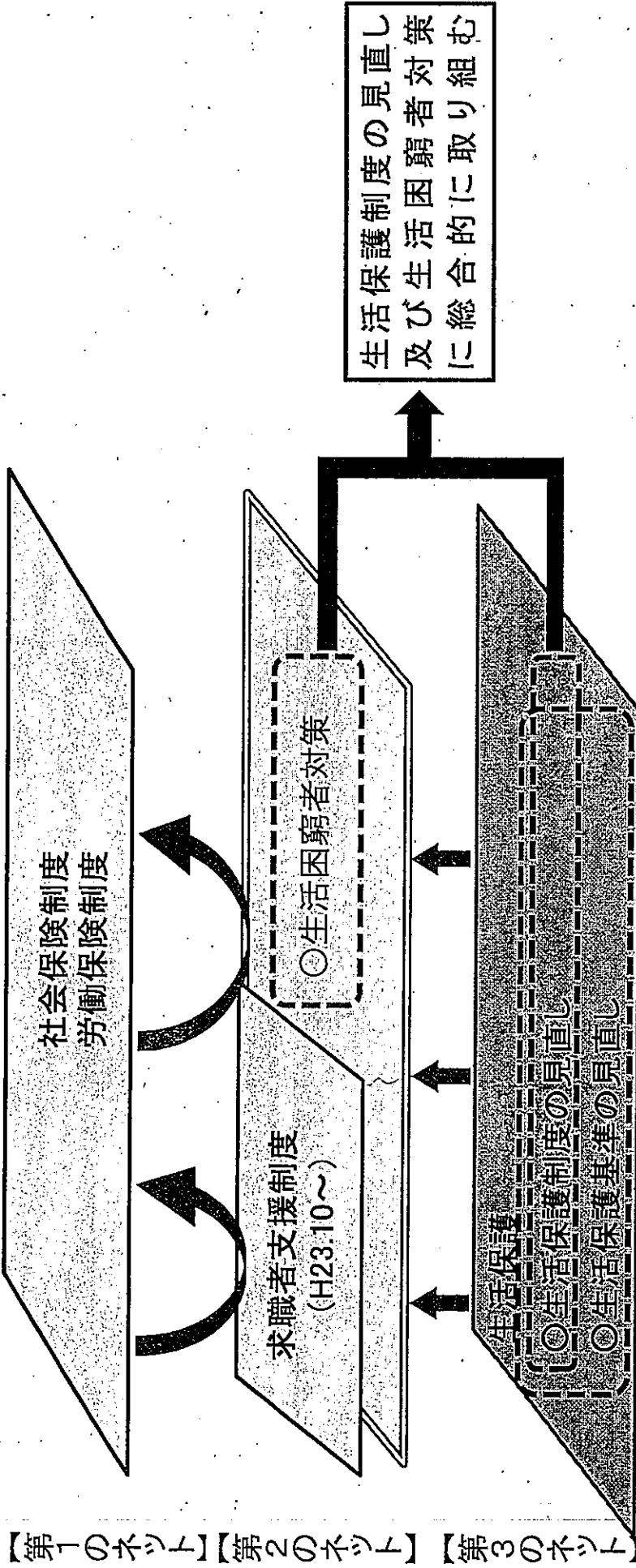
- 生活困窮者自立支援法は平成25年12月に成立し、平成27年4月より施行される。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者が抱える課題がより複雑化・深刻化する前に、生活困窮者の自立の促進を図るものである。
- 生活困窮に関する課題は、近年、経済的な課題のみならず、社会的孤立や家族の課題、単身世帯の増加などが複合的に絡み合い、複雑化している。そうした課題に対応するためには、これまで実施されてきている各種の制度・福祉サービスの実績を活用しながら、包括的な支援を行うための仕組みづくりが求められている。
- また、地域によって、生活困窮者自身の状況や生活困窮者を取り巻く状況、社会資源の状況などが異なることから、本制度のもとでの取り組みは全国一律ではなく、それぞれの地域の実情にあった形での展開が必要である。
- 本制度の実施主体は福祉事務所を設置する自治体であり、福祉事務所を設置していない町村部は都道府県が実施主体となる。
- 本制度においては下記の事業が法で定められているが、そのうち①自立相談支援事業、②住居確保給付金は、福祉事務所を設置する自治体（福祉事務所を設置していない町村部は都道府県）の必須事業となる。

＜生活困窮者自立支援法に定められた事業＞

①	必須事業	自立相談支援事業
②		住居確保給付金
③	任意事業	就労準備支援事業
④		一時生活支援事業
⑤		家計相談支援事業
⑥		学習支援事業
⑦	都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定	

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

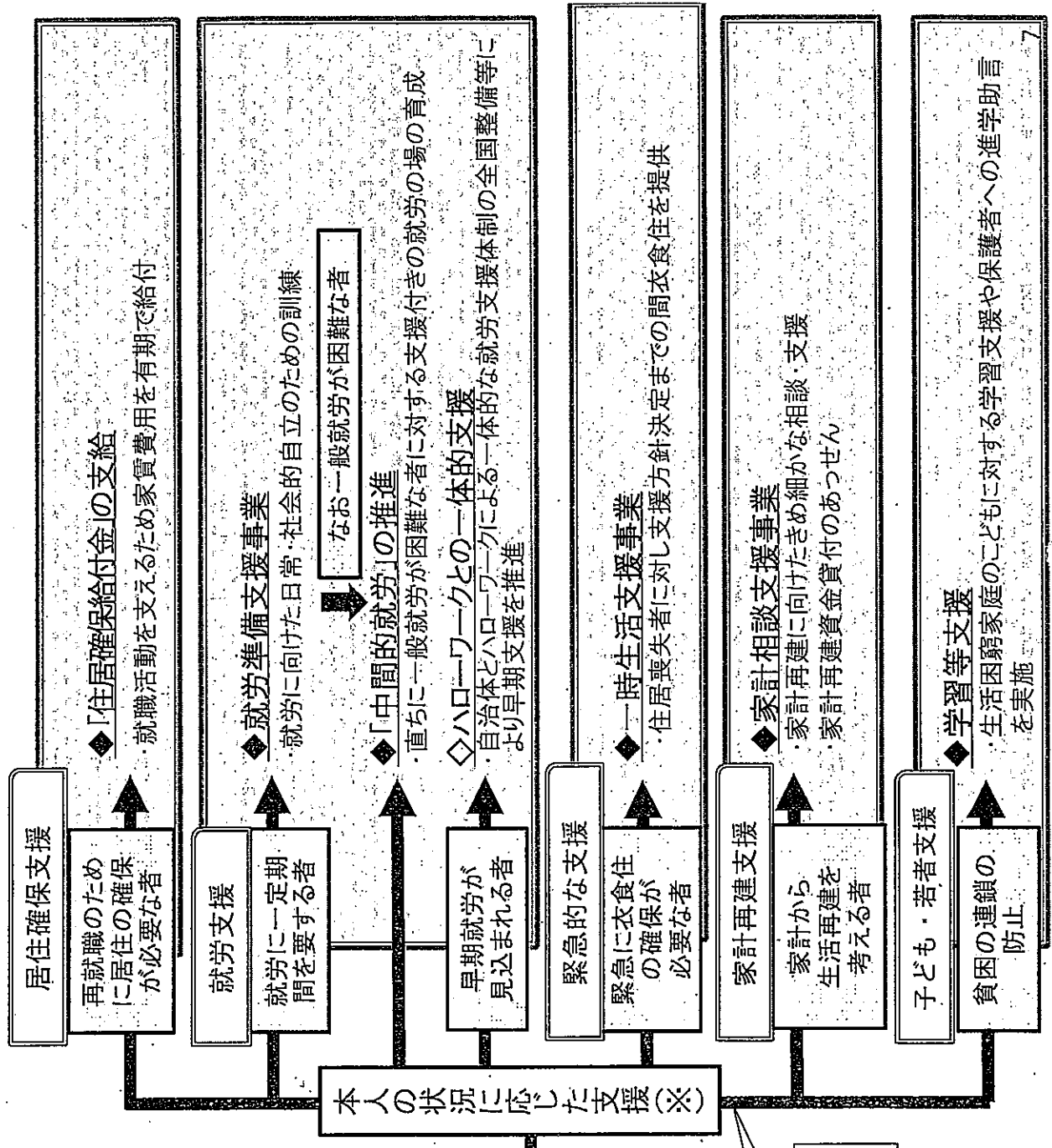


【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

- 附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。
- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
 - 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

新たな生活困窮者自立支援制度



包括的な相談支援

◆ 自立相談支援事業

- 訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- 地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意

平成29年度 生活困窮者自立支援制度 町別新規相談者件数一覧表

28年度

町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
木曾岬町	1	1	1	1		1							4
東員町		3	1	2	1	1							7
菰野町	1	1	2	1		1							6
朝日町						1							1
川越町	2	1					1						4
明和町	2	1	1	4	2								10
大台町	1	2											3
玉城町	1					2	1						4
度会町	1			1	1	1							3
南伊勢町		1				2							3
大紀町	1		2										3
紀北町		1		1	1	1							3
御浜町	1			1		1	1						4
紀宝町			1	1		1	2						4
その他		4	2	2									8
計	11	15	11	11	11	11	8	0	0	0	0	0	67

4

4月現在	北勢	22件
	多気度会	26件
	紀北	3件
	紀南	8件
	その他	8件
	計	67件

※その他は市所管の相談件数<14町以外>

【パンフレット案】みえ福祉の「わ」創造事業について

三重県社会福祉法人地域公益活動

みえ福祉の「わ」創造事業

(事務局 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会)

少子高齢化の進行や雇用形態の変化、核家族や単身世帯の増加などの家族の変容の中にあつて様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で、「制度の狭間」から生じる生活課題を抱える方の支援のうち、県域の課題解決に取り組むために、社会福祉法人の協働による三重県社会福祉法人地域公益活動「みえ福祉の『わ』創造事業」を平成28年4月1日から実施しています。

1 生活困窮者支援緊急食糧提供事業

生活困窮者世帯に対し、緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進します。

○実施内容

- ・当面の食糧に困窮する方に対して、約3週間分の食糧提供を行います。
- ・食糧は、NPO法人セカンドハーベスト名古屋から提供いただきます。配送等の費用について本事業で負担します。

○対象者 次の条件を全て満たす方となります。

- (1) 三重県内に居住しており、緊急的かつ一時的な支援が必要である方
- (2) 本事業による食糧の提供を3回以上受けたことがない方
- (3) 生活保護を受給していない方（申請中を含む）

○利用方法

- ・申請は、各市町の社会福祉協議会で受け付けます。
- ・食糧は、NPO法人セカンドハーベスト名古屋から1～2営業日後を目途に届けられます。受け取りは申請された市町社会福祉協議会となります。

2 緊急時物品等支援事業

緊急性の高い、または就職活動の準備のために支援を要する生活困窮者世帯に対し、6,000円を上限として必要な物的支援を行います。

○実施内容

- ・生活困窮者の自立相談支援にあたって当面必要な消耗品（水、オムツ、生理用品、カセットガス etc.）等を市町社会福祉協議会で購入し、相談者へ支給します。また、就職活動に係る公的証明書類の取得や身だしなみを整えるための費用について、県社協で事前に了解したのものについても市町社会福祉協議会で立て替えて支給します。
- ・市町社会福祉協議会で発生した費用については、みえ福祉の「わ」創造事業事務局 である三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）から後日支払われます。
- ・電気やガスが使えず、炊飯ができない方については、カセットコンロの貸与も可能です。
- ・嗜好品やその他生活を維持するのに最低限必要とは認められないものは除外されます。

○対象者

緊急性の高い物品等の購入支援を要する生活困窮者世帯の方

○利用方法

- ・対象者が市町社会福祉協議会で相談される中で利用申請をしていただき、必要となる物品等の購入費用を市町社会福祉協議会で立て替えて支払うことで、購入した物品等は相談者へ即日交付されます。

3 生活困窮者就労活動支援事業

生活困窮者が就労活動を行うための交通費を助成し、就労による自立に向けての支援を行います。

○実施内容

自立相談支援事業の利用者が、就労に向けて対象となる活動を行った場合の交通費について、1行程あたり100円を控除し、1行程の上限額1,500円の範囲内で助成します。

但し、公共交通機関以外の手段を用いる場合の交通費、居住地管轄または特定隣接地域以外のハローワークまでの交通費、鉄道の普通運賃以外の各種料金は助成対象外となります。

○対象者

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用者で、次の事由により公共交通機関を利用した方。

- ① 利用者が、自立相談支援事業を2回目以降に利用した場合の自立相談支援機関までの交通費
- ② 居住地を管轄するハローワークを含む職業紹介事業所までの交通費（ただし、ハローワークに関しては、一部の特定隣接地域についても対象に含めます。）
- ③ 企業等における採用面接会場までの交通費
- ④ 生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用している場合の訓練先までの交通費

○利用方法

利用者は、利用している自立相談支援機関で利用申請書入手し、所定の欄に訪問先からの証明を受け、市町社会福祉協議会へ助成金を申請し、交付を受けます。

4 賃貸住宅入居保証事業（平成 29 年 8 月 1 日から事業開始）

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会へ加盟する賃貸住宅管理業者が管理する賃貸住宅への入居に際し、親族や友人に入居保証人を依頼することができない低所得者を対象として、入居契約期間内の機関保証料（最長 2 年）を助成し、住居確保に係る負担を軽減します。

○実施内容

保証対象とする物件の家賃の上限額は、原則として単身世帯で 4 万円、複数世帯で 5 万円とします。機関保証料は、事業者が提携する保証会社が定める金額を原則 2 年分（1 年契約以外認められない場合は 1 年分）一括で支払います。

但し、契約期間内の家賃総額の 1 割を上限とし、地域性から家賃上限額以内の物件の確保が著しく困難な場合は、月額換算保証料が単身世帯で 4,000 円、複数世帯で 5,000 円以内であれば、助成対象に含めることとします。

○対象者

本事業の利用対象者は、次に掲げる条件のすべてを満たす世帯の世帯主（世帯主以外の者で、事実上当該世帯の生計を維持していると県社協が認める者を含む。）とします。

但し、次に掲げる条件を満たさない場合であっても、県社協が特に必要と認めた場合はその限りではありません。

- ① 三重県内に居住又は居住しようとしており、親族等に入居の保証人を依頼できない状況にある世帯。
- ② 市町民税および県民税について、所得割の課税がされていない世帯。
- ③ 生活保護を受給していない世帯。
- ④ 他に居住用不動産を所有していない世帯。

○利用方法

利用希望者は、みえ福祉の「わ」創造事業に参画している社会福祉法人を通して、みえ福祉の「わ」創造事業運営委員長に対して申し込むものとし、所定の申請書類に戸籍謄本、所得課税証明書を添えて、みえ福祉の「わ」創造事業事務局である県社協へ必要書類を送付します。

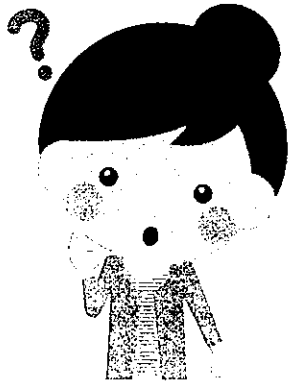
県社協で要件を審査し、利用者および賃貸住宅管理業者へ助成の可否を通知し、賃貸住宅管理業者が指定する金融機関の口座へ、対象となる機関保証料助成金を送金します。

【問合せ先】みえ福祉の「わ」創造事業事務局 三重県社会福祉協議会 総務企画部
Tel. 059-227-5145 専用メールアドレス mienowa@miewel.or.jp

生活の不安や悩みごと ご相談ください!

相談
無料

どこに
相談していいのかわからない...



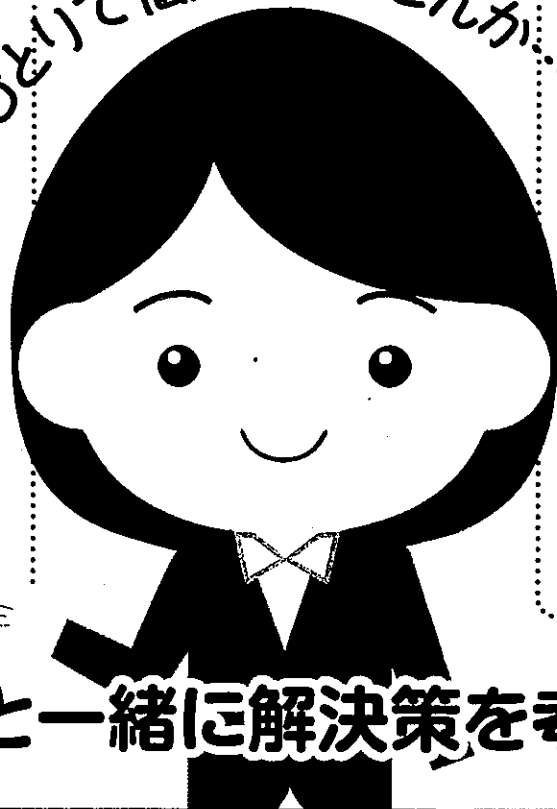
お金のやりくり
に困っている...

借金があって
生活が苦しい...



働きたいけど
なかなか仕事
が見つからない...

ひとりで悩んでいませんか??



子どもが社会に
なじめなくて
将来が心配で...

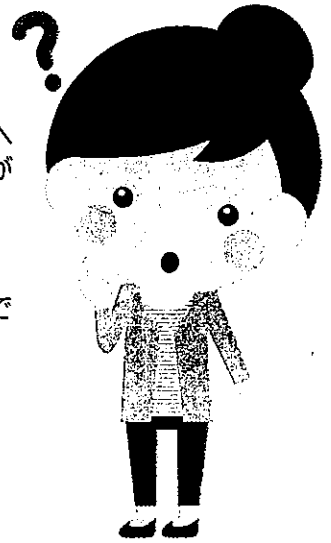
相談支援員と一緒に解決策を考えましょう!

● 郡部(多気町を除く)にお住まいの方が対象です ●

三重県生活相談支援センター

お電話ください。相談は無料です!

☎059-271-7701
☎0120-930-992



1 相談

こま はな お困りごとをお話してください。

どこに相談すればいいの？

生活相談支援センター、居住している町役場、町社会福祉協議会等へ来訪またはお電話ください。窓口まで行けない場合は、相談支援員が自宅まで伺いお話を聞くこともできます。

どんな相談でもいいの？

生活のこと・借金のこと・就職のこと・家族のこと等、ひとりで悩んでいることや心配なことをご相談ください。(ご自身以外の人からの相談も受け付けます)

2 プラン作成

いっしょ もくひょう た 一緒に目標を立てましょう。

どのような支援があるの？



- 【生活】 お金の蓄えも食糧も底をついてしまった。身寄りもない。どうしていいかわからない。
- 【仕事】 勤めていた会社からリストラされてしまった。このままではローンも払えない。
- 【家族】 母親の介護で仕事を辞めた。病気で入院費がかかる。家族の生活を維持できない。
- 【将来】 子どもがうまく社会になじめないうちに自分も高齢となり将来が不安だ。

さまざまな問題を複合的に抱えている人に、自立相談支援事業で必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。一人ひとりに合わせた自立に向けた支援を行います。

退職して家賃が払えない。次の就職先を見つけないけど家を出なければならない。

就職するために住居を確保する必要がある場合は、住居確保給付金で安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。(上限あり)



車中泊で身体が疲れてきた。どこか休める場所が欲しい。

生活に困窮して住居を持っていない人に、一時生活支援事業で一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供などを行います。

借金を返済すると生活費がなくなる。お金のやりくりが困った。

家計相談支援事業でお金の使い方を見直し、収支のバランスを一緒に考えて自分自身で家計を管理できるように支援します。

社会に出ることに不安がある。他人と上手くコミュニケーションができない。

社会参加の機会を一緒に考えます。就労を目指す方には、就労準備支援・就労訓練事業で相談者に応じた就労の機会を提供します。

子どもに学習させることができない。子どもが学校に行けない。

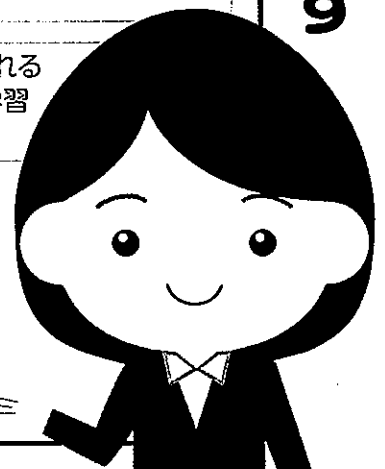
経済的な理由で学習支援が必要と認められる世帯の子どもに対して、学習支援事業で学習の場等を提供します。

3 支援

もくひょう たっせい む いっしょ と く 目標達成に向けて一緒に取り組みましょう。

さまざまな機関と連携して、あなたと一緒に取り組み継続的に支援をします。

寄り添いながら安定した生活に向けて支援します。

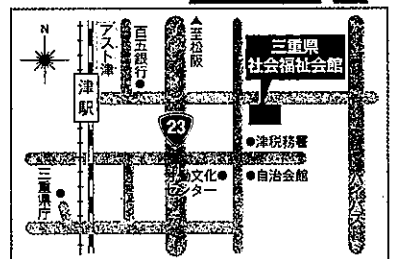


三重県生活相談支援センター

TEL.059-271-7701 FAX.059-227-5630 E-mail: self-reliance@miewel.or.jp

津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階

アクセス◆JR・近鉄/津駅下車 東出口より東へ徒歩8分 ◆三交バス/津駅前下車 東へ徒歩8分



ご案内